

経済産業省「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書（案）」への意見

一般社団法人全国地方銀行協会

No.	該当頁	該当箇所	意見
1	16	第2部 各論 (1) 対象事業者 対象となる事業者	多数決によって、早期事業再生計画に不同意の債権者の権利変更を余儀なくされる蓋然性がある以上、今後詳細を設計するとされている、株主責任や経営者責任のあり方については、現行の事業再生手続と同等の責任を負う枠組みとする必要があると考える。
2	16	第2部 各論 (1) 対象事業者 対象となる事業者	粉飾は事業再生計画策定時のデューデリジェンス等で判明することが多い。本制度の利用申請・指定法人による確認後、事後的に事業者による粉飾等が判明した場合、主要債権者が本制度の利用に異議があったとしても、対象債権者集会の決議（否決）まで手続きが継続することになるのか。 本制度の利用申請後、または指定法人による確認後に粉飾等が判明し、主要債務者が本制度の利用に異議を示した場合には、その時点で手続きの中止を申立てできる制度としてはどうか。
3	16	第2部 各論 (2) 対象債権 対象となる範囲	「金融機関等が有する金融債権」について、事業再生ADRでは、17ページの脚注（20）の証券会社などが有する金融債権やデリバティブ債権のほか、リース債権等も対象とするケースがある。 本制度の安定性を確保する観点から、今後の詳細設計では、「金融機関等の金融債権」に何が含まれるのか、明確にしていきたい。 その際、リース債権や、地方公共団体と保証協会との損失補償契約に基づく権利は含まれること、また、プレDIPファイナンスは含まれないこととしていただきたい。
4	19	第2部 (5) 対象債権者集会における決議 議決権の考え方	本制度は非保全債権を対象（権利変更、議決権）としているが、本制度の円滑な運営のため、保全部分の評価方法について明確化していただきたい。
5	22	第2部 各論 (7) 指定法人 指定法人の要件	事業再構築小委員会において、事業者の事業再生をサポートすることも指定法人の機能として備えるべきではないかとの意見があったことを踏まえると、今後の詳細設計では、指定法人の具体的な役割や業務範囲、経済産業大臣による指定を受けるための資格要件などを明確にする必要がある。 また、中小企業事業再生ガイドラインにおける第三者専門家のように、都市部に集中すると、地方・郡部の事業者が利用しにくい制度となる懸念があるため、制度運用にあたっては、地方への十分な配慮をお願いしたい。

以上